

下呂市監査告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市教育長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和8年3月23日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和3年度から令和6年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

監査の種類	実施年度	対象件数 (改善中又は 未措置の件数)	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	令和3年度	1	0	1	0
	令和4年度	0	0	0	0
	令和5年度	0	0	0	0
	令和6年度	3	3	0	0
合 計		4	3	1	0

■以下は、措置状況の詳細である。

## 令和3年度

【監査対象課名:教育総務課】

(定期監査結果報告日:令和3年12月23日)

指摘事項	<p>(学校における不用となった薬品の管理等について)</p> <p>本件については、平成24年度及び平成26年度実施の定期監査において指摘したところであるが、不用になった実験用薬品でいまだ廃棄処分に至っていないものがある。このまま学校に長期間放置すれば管理上のリスクがあるため、廃校となった学校保管分を含め廃棄すべき薬品を洗い出し、廃棄処理費の予算措置を執るなど計画的に廃棄されたい。</p> <p>加えて、一部の学校では、理科準備室と薬品庫のそれぞれの鍵が理科準備室内の戸棚に保管されており不適切であったことから、職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。</p>	
区分 (該当に○印)		<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>○ 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>
措置状況の内容	<p>廃棄に向けて所管課に相談等を行い専門業者を探しておりますが、現在まで引受業者が見つからない状況です。今後は、現在の厳重な保管体制を維持しつつ、引き続き広域的に処理業者を探し、準備が整い次第、補正予算等による予算措置を行い廃棄を実施します。</p> <p>なお、前回回答どおり、鍵の管理については、職員室で厳重に管理することを徹底するよう全学校に周知し、現在、全ての学校において職員室で保管しています。</p>	

## 令和 6 年度

【監査対象課名:各小中学校 教育総務課 学校教育課】 (定期監査結果報告日:令和 6 年 12 月 26 日)

<p>指摘事項</p>	<p>(小中学校における薬品の保管・管理について)</p> <p>薬品については、文部科学省等からの通知により、保管・管理の徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう求められている。これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」(令和5年3月16日付4初教課第46号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知)において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示されている。特に、爆発物の原料となり得る化学物質11品目の管理強化を一層推進することが求められている。</p> <p>今回の監査において、小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、小坂小学校、萩原小学校、上原小学校において、薬品保管庫の転倒防止措置が講じられていなかった。地震等による転倒の可能性が危惧されることから早急に対策を講じられたい。併せて、萩原北中学校、金山中学校において、保管庫の鍵が理科準備室で保管されていたことから、保管庫がある部屋の鍵と共に職員室で厳重に管理するよう徹底されたい。</p> <p>また、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理に当たっては、品目、数量、取得年月、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿を備え、使用の際には遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の残量と管理簿との照合を行う対応が求められている。</p> <p>今回、薬品管理簿による管理状況について確認を行ったところ、金山中学校において水酸化バリウムの使用に記載漏れが見受けられ、実際の残量と管理簿の記載とが一致していなかった。管理簿に薬品使用量や残量等を記載し適正に管理することは、盗難、紛失等を防ぐために必要な措置であることから、実効性のある薬品管理体制の確保に努められたい。</p> <p>なお、令和6年4月1日から薬品管理簿を市内小中学校で統一したが、「使用実績、購入実績及び残量をその都度記入している学校」と「実績に加えて点検日にも数量を確認記入している学校」があった。薬品管理簿の記入方法を統一するとともに、月に一度の点検日において確実に各薬品の残量を把握することを徹底されたい。</p>	
<p>区分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>
<p>措置状況の内容</p>	<p>施工を依頼中であった萩原小学校の転倒防止措置は予定どおり完了し、これにより市内全ての小中学校において保管庫の転倒防止措置が完了しました。</p> <p>なお、前回回答どおり、薬品保管庫及び理科準備室の鍵の保管については、全ての小中学校において職員室で保管していることを確認しています。薬品管理については、毎月の安全点検日に各薬品の残量まで確実に管理職が確認しています。</p>	

【監査対象課名:各小中学校 教育総務課 学校教育課】 (定期監査結果報告日:令和6年12月26日)

指摘事項	(小中学校における防犯カメラ設置について) 今回、監査を実施した3小学校・2中学校のうち、金山中学校については、犯罪予防の観点から正面玄関、校舎裏通用品、生徒出入口、校門から校舎までの道路に各1台、計4台の防犯カメラが設置され、常時モニターで確認できる体制がとられている。他の小中学校にも設置を検討されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	<p>全学校へのインターホン設置につきましては、予定どおり市内全15校への設置が完了し、運用を開始しています。</p> <p>防犯カメラの設置については、令和8年度予算において、まず萩原小学校への設置に係る予算要求を行いました。今後は、財政状況等も踏まえながら、他の小中学校へも計画的に防犯カメラの設置を進めていく方針です。</p>	

【監査対象課名:各小中学校 学校教育課】 (定期監査結果報告日:令和6年12月26日)

指摘事項	(小中学校の危機管理マニュアルについて) 今回の監査において、学校が危険等発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や身体を守る体制を整備しているかに着目し、小中学校の危機管理体制を確認した。 各小中学校においては、教育委員会の指導の下、各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の命を守る体制が整備されているところであるが、今回、3小学校、2中学校を監査したところ、次の2点の事項について危機管理マニュアルへの追加記載が必要な学校が見受けられたので、文部科学省による「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」や他校の危機管理マニュアルを参考としながらい直しを行い、児童生徒等の命を守るための体制を強化されたい。 1、事前・事後の危機管理マニュアル 2、郊外活動時の危機管理マニュアル	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	<p>各学校に周知し、学校毎に見直し・修正を行いました。今後も教頭会の中で、危機管理マニュアルについて「下呂市版『危機管理マニュアル』の共同改訂」を研究し、危機管理の視点の共有と対策の改善を継続します。</p>	

以上